

出会いの場創出事業企画運営支援等業務委託仕様書

1 業務名

出会いの場創出事業企画運営支援等業務

2 委託期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

3 業務の目的

全国の調査及び本市の調査において、結婚の意向を示す人は約8割おり、現在独身でいる人の理由の多くは「適当な相手とめぐり合わないから」である。

また、職場や友人からの紹介を通じた出会いが減少し、ネットでの出会いが増加しているが、理想の出会い方として、職場や仕事、学校など対面での出会いを希望する人は多い状況である。

こうした状況を踏まえて、結婚を希望する人に寄り添った婚活支援として適当な相手にめぐり合えるよう、民間のノウハウを活用し、出会いの機会を創出するとともに、婚活で役立つスキルを身につけるためのセミナーを開催し、カップル成立や成婚につなげ、婚姻数の減少に歯止めをかけることを目的とする。

4 業務の概要

未婚の男女を対象とした参加しやすい・参加してみたいと思える「出会いの機会」の創出やマッチング率を向上させるための「スキルアップセミナー」を実施する。

ア 開催回数 提案回数による（「出会いの機会」と「スキルアップセミナー」を同日に実施）

イ 開催場所 福山市

ウ 対象者 備後圏域市町に在住・在勤している20歳以上の未婚の男女

エ 募集定員 委託期間中、各回参加男女を合わせて240人以上

（参考）婚姻数の推移

年	2019	2020	2021	2022	2023	平均
件数	2,309	2,074	1,998	1,951	1,766	
前年比較	—	△235	△76	△47	△185	△136

5 業務の内容

(1) 「出会いの機会」と「スキルアップセミナー」の企画提案

受注者は、「出会いの機会」の創出と「スキルアップセミナー」（以下「イベント」という）の実施について、効果的かつ円滑に実施できるよう、企画提案を行い、市と調整すること。

(ア) イベントの開催に当たり、1回ごとにテーマを設けた提案を行うこと。

[例]

	スキルアップセミナー	出会いの機会
第1回	コミュニケーション向上	ボーリング大会
第2回	会話を広げるトーク術	バスツアー
⋮	⋮	⋮

(イ) 各回、マッチング率やイベント満足度、ニーズなどが測れるようアンケートを実施し、結果と対応方針等について報告すること。

(ウ) 後日、交際や成婚等について、市もしくは受注者から追跡アンケート等を行う予定であることをイベント参加者にアナウンスすること。

(2) 参加者を増やす方法の検討・実施

受注者は、参加者が確実に集まるよう、イベント毎に、SNSや電子チラシなどを活用した情報発信を検討・実施すること。特に、2024年度（令和6年度）に実施した本事業において、女性の申込みが男性に比べ低調であったため、女性の参加申込数が増加するよう、情報発信方法だけでなく、イベント内容・開催方法等についても工夫すること。

(3) 参加者の募集や申込受付・当日受付

(ア) 受注者は、各回期間を設け、参加者の募集を行い、インターネット・電話等で申込みを随時受け付けるものとする。

(イ) 申込者が定員を超える場合の対応については、事前に市と協議しておくこと。

(ウ) 申込者が定員に満たない場合は、定員に達するよう、創意工夫の上、積極的に募集活動を行うこと。

(エ) イベント当日の受付は匿名ではなく実名で行うこと。（本人確認のため、イベント当日の受付時に免許証等を提示してもらう。）

(4) 参加者への対応

参加者からのイベントに関する問い合わせに対応する。また、事前及びイベント当日の連絡体制を確保する。

(5) 参加費の徴収

(ア) 参加費を徴収する場合、参加しやすい料金設定となるよう配慮し、その徴収を行う。参加費の金額設定については、事前に市と協議すること。

(イ) 参加者の飲食代やチケット代等の個人で消費するものは参加者負担とする。

(6) イベントの開催

- (ア) 会場の借上げ及び会場設営・撤去、イベント等に必要な物品等の準備、当日の受付、参加者の誘導、演出・司会進行等の運営に必要な業務を行う。なお、事前に実施計画書を作成すること。
- (イ) イベント時は、参加者に同意を得た上で、写真撮影を行い、開催の様子が分かるようにすること。
- (ウ) 実施するイベント等については、「福山市出会いの場創出事業」であることが分かるように周知すること。

(8) 成果品等

ア 成果品

- (ア) 広報チラシ・ポスター※作成した場合に限る
- (イ) 申込者名簿※発注者と協議の上、提出すること
- (ウ) 参加者名簿※各回参加者が決定次第、提出すること
- (エ) アンケート調査結果報告書（電子データ※PDF形式、Excel形式等の加工ができる形式）
- (オ) マッチング者名簿※各回マッチング者が決定次第、提出すること
- (カ) 事業実績報告書（※すべてのアンケート調査結果を集計したものを含む）

イ 成果品の検査

- (ア) 受注者は、「ア 成果品」の納品にあたり、市の検査を受ける。
- (イ) 成果品の検査において修正された箇所は、直ちに訂正する。
- (ウ) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに成果品の訂正を行う。
- (エ) 本市検査員の検査合格をもって、業務の完了とし、成果品に関しての著作権及び所有権は市に帰属する。

6 市との協力体制

- (1) 受注者は作業を円滑に進めるために、市と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受注者は市から報告（業務の進捗状況、質疑応答等）を要求されたときは、速やかに報告する。
- (2) 受注者の担当者について、市との連携・協力に支障があると判断された場合には、受注者の管理監督者は早急に担当者の変更等の対応を執る。

7 委託料の支払

市は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

8 その他留意事項

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 委託契約金額には、謝金、会場使用料、交通費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (3) 業務に当たっての資料及び成果は、全て市に帰属するものとし、市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (4) イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフ配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期する。
- (5) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処する。なお、トラブルについては直ちに市へ報告する。
- (6) イベント当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行う。
- (7) 参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行い、これらに伴うトラブルに関して市はその責を負わないことを事前に参加者に伝える。
- (8) イベント等の開催後に本業務に起因するストーカー被害等の相談があった場合は、市及び関係機関と協力し、適切に対応すること。
- (9) 本仕様書に定めがない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、市と協議し、決定するものとする。